

新規上場申請のための四半期報告書

(第14期第1四半期)

自 2021年9月1日
至 2021年11月30日

株式会社トリプルアイズ

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年 1 月14日
【四半期会計期間】	第14期第 1 四半期(自 2021年 9 月 1 日 至 2021年11月30日)
【会社名】	株式会社トリプルアイズ
【英訳名】	TRIPLEIZE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山田 雄一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目 4 番地 龍名館本店ビルディング12階
【電話番号】	03-3526-2201(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 加藤 慶
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目 4 番地 龍名館本店ビルディング12階
【電話番号】	03-3526-2201(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 加藤 慶

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	9
第4【経理の状況】	10
1【四半期連結財務諸表】	11
2【その他】	21
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	22
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 連結会計期間	第14期 第1四半期 連結累計期間
会計期間	自 2020年9月1日 至 2021年8月31日	自 2021年9月1日 至 2021年11月30日
売上高 (千円)	2,122,308	600,185
経常利益 (千円)	83,928	41,602
親会社株主に帰属する当期純利益又は 四半期純利益 (千円)	38,019	36,653
包括利益又は四半期包括利益 (千円)	38,019	36,653
純資産額 (千円)	442,389	572,136
総資産額 (千円)	1,113,700	1,192,836
1株当たり当期純利益又は四半期純利 益 (円)	6.12	5.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 又は四半期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	39.7	48.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 当社は、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は四半期純利益を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第14期第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、第14期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社グループは、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け依然として厳しい状況にあり、先行きについても、国内外の感染症の動向や経済活動・金融資本市場への影響を注視する必要がある等、不透明な状況が続いております。

当社グループの属する業界においても、民間企業のIT投資に対する姿勢も一部に慎重な状況がみられますが、一方でデジタルトランスフォーメーション(DX)による既存システムの刷新や、新たなビジネスモデルの構築、生産性向上による競争力の強化などを目的としたICT技術の活用が注目されてきております。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高は600,185千円、営業利益は38,900千円、経常利益は41,602千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は36,653千円となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(AIソリューション事業)

当セグメントにおきましては、AIZE部門におけるAIZE関連請負開発や顔認証勤怠サービスの販売が堅調に推移したことやIT技術者の不足を背景としてAI、IoT、DXに係る開発やWEBシステム開発に関する売上が好調だったため、売上高は595,716千円となり、セグメント利益は39,445千円となりました。

(研修事業)

当セグメントにおきましては、研修実施件数の増加等により、売上高は2,116千円となり、セグメント利益は96千円となりました。

② 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産の合計は、1,192,836千円と前連結会計年度末と比較して79,135千円増加しております。

流動資産は1,044,337千円（前期末比59,043千円増）となり、主な要因としては売上の増加等に伴い、受取手形、売掛金及び契約資産が55,046千円増加（うち受取手形15,400千円増加・売掛金33,881千円増加・契約資産5,765千円増加）したことであります。

固定資産は148,499千円（前期末比20,092千円増）となり、主な要因としてはAIZE技術開発を目的としたソフトウェア仮勘定が42,367千円増加したこと及び、投資有価証券の売却により、11,250千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債の合計は、620,700千円と前連結会計年度末と比較して50,611千円減少しております。

流動負債は486,366千円（前期末比37,088千円減）となり、主な要因としては法人税等の支払に伴い、未払法人税等が24,603千円減少したこと、消費税の支払に伴い未払消費税が26,349千円減少したこと及び、外注費用が増加し

たことに伴い未払費用が7,356千円増加したためであります。

固定負債は134,333千円（前期末比13,523千円減）となり、主な要因としては長期借入金の分割返済により、13,523千円減少したためであります。

（純資産）

当第1四半期連結会計期間末における純資産の合計は、572,136千円と前連結会計年度末と比較して129,747千円増加しております。

主な要因としては第三者割当増資により資本金が49,857千円、資本剰余金が49,857千円増加したこと、及び親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が36,653千円増加したためであります。

（2）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は1,824千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 2021年9月28日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款変更を行い、2021年10月29日付で発行可能株式総数は19,900,000株増加し、20,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,262,600	6,262,600	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,262,600	6,262,600	—	—

- (注) 1. 2021年9月28日開催の臨時株主総会決議により、2021年10月29日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2021年9月28日開催の取締役会決議により、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は6,231,287株増加し、6,262,600株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2021年10月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 18
新株予約権の数(個)	974 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 974 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	385,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月27日～2031年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 385,000 資本組入額 192,500 (注) 2
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職の場合、その他当社取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権は、当社の普通株式が日本国内のいずれかの証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

※ 新株予約権の発行時(2021年10月26日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株であります。

ただし、当社が、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使により出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たり払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取決めに準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月30日 (注) 1	259	31,313	49,857	465,257	49,857	415,257
2021年10月29日 (注) 2	6,231,287	6,262,600	—	465,257	—	415,257

- (注) 1. 有償第三者割当
 割当先 株式会社シーティーエス
 発行価格 385,000円
 資本組入額 192,500円
 2. 株式分割 (1 : 200) によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年11月30日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,262,600	62,626	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,262,600	—	—
総株主の議決権	—	62,626	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間(2021年9月1日から2021年11月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年9月1日から2021年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	617,610	619,909
受取手形、売掛金及び契約資産	317,798	372,845
商品及び製品	36,950	29,355
原材料及び貯蔵品	352	249
その他	16,012	25,985
貸倒引当金	△3,430	△4,009
流動資産合計	985,293	1,044,337
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,923	2,092
車両運搬具(純額)	309	257
その他(純額)	7,384	7,408
有形固定資産合計	9,617	9,758
無形固定資産		
のれん	11,366	10,417
その他	64,448	100,452
無形固定資産合計	75,815	110,869
投資その他の資産		
投資有価証券	11,250	—
その他	31,724	27,870
投資その他の資産合計	42,974	27,870
固定資産合計	128,407	148,499
資産合計	1,113,700	1,192,836

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	173,347	173,419
短期借入金	60,000	60,000
1年内返済予定の長期借入金	54,419	53,892
未払金	91,962	86,567
未払法人税等	32,106	7,502
賞与引当金	16,285	22,116
受注損失引当金	512	—
その他	94,821	82,868
流動負債合計	523,455	486,366
固定負債		
長期借入金	147,856	134,333
固定負債合計	147,856	134,333
負債合計	671,311	620,700
純資産の部		
株主資本		
資本金	415,400	465,257
資本剰余金	365,400	415,257
利益剰余金	△338,410	△308,378
株主資本合計	442,389	572,136
純資産合計	442,389	572,136
負債純資産合計	1,113,700	1,192,836

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
売上高	600,185
売上原価	438,081
売上総利益	162,104
販売費及び一般管理費	123,203
営業利益	38,900
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	1,710
補助金収入	1,386
その他	340
営業外収益合計	3,438
営業外費用	
支払利息	388
株式交付費	348
営業外費用合計	736
経常利益	41,602
税金等調整前四半期純利益	41,602
法人税、住民税及び事業税	4,948
法人税等合計	4,948
四半期純利益	36,653
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	36,653

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
四半期純利益	36,653
四半期包括利益	36,653
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	36,653
非支配株主に係る四半期包括利益	-

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
(会計方針の変更) (収益認識に関する会計基準等の適用) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下の通りです。 (1) 一定の期間にわたり充足される履行義務 AIZEの初期設定費用に係る収益および原価について、従来は、検収基準で収益および原価を認識しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転すると判断した結果、当該履行義務については、履行義務の充足に係る期間に基づき収益および原価を認識する方法に変更しております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従って全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。 この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は3,773千円減少し、売上原価は1,369千円減少しております。営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ2,403千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は6,621千円減少しております。 収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。 (時価の算定に関する会計基準等の適用) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
減価償却費	7,872千円
のれんの償却額	949 "

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2021年9月30日付で株式会社シーティーエスから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本金が49,857千円、資本準備金が49,857千円増加し、当第1四半期連結会計期間の末日において資本金が465,257千円、資本剰余金が415,257千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	AIソリューション事業	研修事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	595,716	2,116	597,832	2,352	600,185	—	600,185
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	—	4	52	57	△57	—
計	595,721	2,116	597,837	2,405	600,242	△57	600,185
セグメント利益又は損失 (△)	39,445	96	39,542	△700	38,842	57	38,900

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、所司一門将棋センター事業であります。

2. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	AIソリューション事業	研修事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	37,838	2,116	39,954	—	39,954
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	557,878	—	557,878	2,352	560,231
顧客との契約から生じる収益	595,716	2,116	597,832	2,352	600,185
外部顧客への売上高	595,716	2,116	597,832	2,352	600,185

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、所司一門将棋センター事業であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
1株当たり四半期純利益	5円87銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	36,653
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	36,653
普通株式の期中平均株式数(株)	6,246,092
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第4回新株予約権 (新株予約権の数974個) なお、新株予約権の概要は「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年1月18日

株式会社トリプルアイズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

斎藤 昇 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

柴田 叙男 

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリプルアイズの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トリプルアイズ及び連結子会社の2021年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を

監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上